

保証人・連絡先人の届け出について（大学院）

学籍番号:

[英語版は裏面にあります。English version is on the back.]

本学では、平成25年度入学者より、保証人又は連絡先人を届け出いただくこととしております。
下記事項にご留意のうえ、保証人・連絡先人のいずれかの□印に✓を記入し、連署・提出願います。

【学生記入欄】私は下記の者を 保証人 連絡先人 として届け出ます。

年 月 日 _____ 学院 _____ 系 (_____ コース)

氏名 (自署) _____ 印

【保証人・連絡先人記入欄】私は上記の者の届出を承諾します。

年 月 日 _____ 〒 _____ 住所 _____

氏名 (自署) _____ 印

続柄 _____ 電話番号 _____

！重要！

- ・氏名を自署のうえ、必ず押印（またはサイン）してください。
- ・保証人・連絡先人の住所が、日本以外の場合は、裏面を使用しアルファベットのブロック体で記入の上届け出てください。（システムに登録できない漢字があります！）

保証人・連絡先人について

本学における保証人は、授業料等の特定の金銭的債務を負うものではありません。また、以下のとおり、大学が提供する学生の学業に関する情報や、学生の身分異動に関する情報共有を通じて、学生の状況について把握していただきます。

1. 本学では、保護者等と良好な関係を築くとともに緊密に連携し、学生の学業の成就及び学生生活の充実に資することを目的とし、保証人・連絡先人を届け出いただくこととしております。
2. 保証人となれる方は、学生の3親等以内の親族である成年者又は独立の生計を営む成年者です。
3. 大学院課程に在学する学生は、保証人に代え、連絡先人を大学に届け出ることができます。連絡先人となれる方は、緊急時に本学から連絡をすることができる成年者であって、日本に居住している方です。
4. 保証人・連絡先人を変更する場合又は保証人・連絡先人の住所等に変更があった場合は、学生は、所定の書類により保証人・連絡先人の連署を得て、速やかに本学に届け出るものとします。
5. 保証人は、学生が身分異動（休学、復学、長期欠席、留学及び退学）の願い出、又は届け出をする際に所定の書類に連署するものとなります。ただし、やむを得ない事情により事前に保証人の署名が得られない場合を除きます。
6. 本学は、次の場合に保証人に通知します。
 - (1) 本学の規則等に基づき表彰された場合
 - (2) 本学の規則等に基づき懲戒処分を受けた場合
 - (3) 保証人の連署のない身分異動の願い出が許可され、又は届け出を受理された場合
 - (4) 転学院・転系・転コースした場合
7. 本学は、次の場合に保証人・連絡先人に通知します。
 - (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合
 - (2) 除籍となった場合
8. 本学は、保証人・連絡先人宛に広報誌の送付その他の情報提供を行います。